

パワー・ハラスメントの防止等に関する細則

(目的)

第一条 この細則は、パワー・ハラスメントの防止等に関する規則（以下「規則」という。）第二十条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(相談の受付)

第二条 規則第七条の規定による苦情相談の受付は、本会の事務局で行う。

2 本会の事務局職員は、苦情相談を受け付けたときは、パワー・ハラスメント苦情相談申出書を作成し、会長に報告する。

(相談員の選任等)

第三条 規則第八条第一項の相談員は、弁護士の実験、年齢のバランス等を考慮して選任するものとし、少なくとも一人は貧困と人権に関する委員会の委員とする。

(相談体制)

第四条 会長は、第二条第二項の規定による報告を受けたときは、規則第十三条第一項の規定に基づき、直ちに担当相談員を指名する。

(担当相談員の処理)

第五条 規則第十三条第二項の苦情相談の日時は、会長が定める。

2 前項の苦情相談は、本会又は支部の事務室内において、担当相談員二人が共同して相談者からの相談を受け、共同して処理するものとする。ただし、相談者が遠方、療養その他相当の理由により来会できない場合は、この限りではない。

(副会長の代行)

第六条 会長が当事者又は関係者である事案については、この細則で定める会長の職務は、あらかじめ定めた順序によ

り副会長が代行する。

2 前項の規定により会長の職務を代行する副会長は、当該案件について会長と同等の義務を負う。

附 則（令和六年二月十五日日本弁護士連合会承認）

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、令和六年四月一日から施行する。